

令和3年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和4年4月25日現在）

- 1 監査の期間 令和3年8月3日から同年10月6日まで
- 2 監査対象年度 令和3年度事務（令和3年6月30日現在）、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和2年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>鹿児島市農村研修施設の使用については、鹿児島市農村研修施設条例第3条第1項によると、農村研修施設の施設及び附属設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとなっている。また、その許可事務は本来課長の専決事項であるが、平成21年4月1日付行管第3-2号「農政総務課長及び谷山農林課長の専決事項の一部を農林事務所に専決させることについて」において、事務処理を効率化、迅速化し、事務所機能の充実を図るため農林事務所長の専決事項としている。</p> <p>また、農村研修施設の使用料の減免については、市決裁規程第18条第1項第6号により課長の専決事項となっている。</p> <p>しかしながら、郡山農林事務所においては、所長の決裁がないまま使用を許可したものが230件（全件）、農政総務課長の決裁がないまま使用料を免除したものが18件（全件）あった。</p> <p>また、松元農林事務所においては、所長の決裁により使用料を免除したものが4件（全件）あった。</p>	<p>産業局 農林水産部 農政総務課</p>	<p>指摘事項については、農村研修施設の使用に係る各種申請書の決裁に関し、各農林事務所への周知が不十分であったことが主な原因である。</p> <p>今回の指摘をふまえ、郡山農林事務所管内における農村研修施設の使用許可については、所長まで決裁を執ることとし、使用料の減免については、農政総務課長までの決裁を執ることとした。</p> <p>また、松元農林事務所管内における農村研修施設の使用料の減免についても同様に農政総務課長までの決裁を執ることとした。</p> <p>今後このような事態が発生しないよう、農村研修施設を所管する全ての農林事務所に対し、各種申請書の決裁の手順に遺漏のないよう令和3年11月19日に文書にて周知した。 (通知受理日:令和3年12月2日)</p>	<p>措置済</p>